じゅんぷう広報誌（季刊）

えがお

第27号
平成26年12月1日発行

発行元（福）介護老人保健施設じゅんぷう広報委員会
平成二十年十二月一日創刊

春風駘蕩～風の便り～

中空に殊のほか美しく望めた今年の名月とは裏腹に、地上で迎えた秋といえば、広島の土石流、御嶽山の噴火、またそれに引き続く台風禍で、日本列島が痛みにきしみ、その悲鳴が聞こえてくるかのようでした。その一方で、さすが当地はいにしえの都とあって、先人たちの知恵がしのばれるわけですが、それでも府下北部地域を中心に、深刻な水害や土砂災害に苛まれた方も少なくなかったことと存じます。心からお見舞いを申し上げます。

さて、早いもので、今年も僅かな日々を残すのみとなりました。

まずは、当施設のご利用者様・ご家族様をはじめ、1年間にわたり事業運営についてご協力をいただきました皆様に、紙面からのご挨拶で恐縮ではございますが、お礼を申し上げます。

ところで、来る2015年には、3年ごとに予定されております介護（保険）報酬改定が、4月頃を目処に行われるものと思われます。皆様には、それに伴う煩雑な手続き等のためにご迷惑をお掛けすることになるやも知れませんが、何卒ご容赦を賜りますようお願い致しますす。それでは、良いお年を。

施設長　吉田巌

今回の広報誌は、共にじゅんぷう就職2年目の職員、3階松本美奈代（左）と5階大庭彩香（右）がレイアウトを担当しました。

相談室よりこんにちは

日頃、ご利用者の皆様は入所、通所を通してリハビリに励んでおられます。特に入所ではリハビリに入所でできるように、お一人ずつの心身機能を評価し獲得すべき動作の目標を設定しまして、その目標の達成に向けてフロアでの生活場面の全てをリハビリテーション場面と考えて様々な心身の環境整備を提案しその上で住宅改修や福祉用具の選定に関する専門的アドバイスを行い、安全にご自宅で暮らせるよう方法のアドバイスも行っています。

また、必要に応じて退所の前や入所されてから期間を空けずにご自宅へ訪問させていただき住環境の確認や介護・安全にご自宅で暮らせるよう方法のアドバイスも行っています。

※住宅改修は居宅サービスにひとつで要支援、要介護となり介護保険の給付を受けている方が対象となることができます。

①手すりの設置
②床の段差解消
③床又は通路面の材料の変更（滑り防止のため）
④引き戸等への扉の取替え
⑤和式便器から洋式便器への取替
⑥①から⑤までの住宅改修に付随して必要となる住宅改修の限度額は20万円と決まっており自己負担となります。改修にあたる前に市区町村からの承認が必要となります。

居宅支援センターのケアマネージャーや地域包括支援センターの方により申請書、理由書等の作成が必要となりますので、ご注意下さい。住環境を整えることによって生活の幅も変わってくるのではないでしょうか。

施設の取り組み紹介

～ありがとうカード～

「人の気遣いや良い所にして、「ありがとう」と気付けるようになりたい」そしてそれが仕事ができる環境づくりを目的として、常に笑顔で、2009年から「ありがとうカード」を始めました。

普段、ありがとうを言えない他部署の職員にも感謝の意見もあり、施設全体でより良い環境を作っていけるよう取り組んでいます。

普段は伝えにくい思いこそ伝え合う事で、普段は伝えにくい思いこそ伝え合う事で、普段は伝えにくい思いこそ伝え合う事で、